

壱岐市農業委員会定例会（令和３年４月）

議 事 録

1. 開催日時 令和３年４月２３日（金） 午前９時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 １７名
4. 欠席委員 ・ ・ 委員
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程
  - 第１．議事録署名委員の指名 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員
  - 第２．議案第１９号 農地法第３条の規定による許可申請について  
議案第２０号 農地法第５条の規定による許可申請について  
議案第２１号 壱岐農業振興地域整備計画変更（編入）に対する意見について  
議案第２２号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について  
議案第２３号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について  
議案第２４号 令和３年度農用地利用集積計画の承認について（第１回）
7. 報告事項 農業用施設等届出書について  
許可不要案件届出書について

8. その他

---

事務局 皆さん改めましてお早うございます。

開会前に３月の定例会時にもお話しておりましたが４月１日の人事異動によりまして、・・・の後に市民福祉課から・・・として・・・が農業委員会事務局に配属となりましたので、ご紹介を致します。

（・・・挨拶）

女性の・・・が事務所に今おりますが、令和３年度この体制でお世話になりますので、よろしくお願いします。

ご案内の時間になりましたので、只今より令和３年４月の農業委員会の総会を開催致します。

本日は、・・・委員さんから欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は１９名中１８名で過半数を超えておりますので、総会は成立をしております。

それでは、・・会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長

【会長挨拶】

それでは、早速これより議事に入らせて頂きます。

まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・・委員、・・委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・係長を指名致します。

それでは、日程第2の議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案の説明の前に2頁の14番につきましては、行政書士からの申請でありまして、譲受人がお父さんではなくて子供さんだったという事で、令和3年4月21日付けで、農地法第3条の取り下げ申請書が提出されましたので、今回は削除願います。ご迷惑をおかけしました。

議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が4件あがっております。受け手は全て個人ですので、「農地所有適格化法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。

それから、4件共売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

12番 土地の所在

郷ノ浦町志原西触 字平 . . . . . 地目 田 面積 230㎡

譲渡人、. . . . .

譲受人、. . . . .

経営地は、田が3, 305㎡、畑が6, 805㎡、計10, 110㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・ニンニクの栽培です。農機具は、管理機、トラクター、動噴機、軽トラを所有されてあります。田植え、稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人、妻共に30年、子6年です。通作距離は150m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、ニンニクを作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月20日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。事務局から説明がありました通り20日の日に譲受人の・・・さんと現地確認を致しました。

申請農地の横に譲り受け人の農地がありまして、購入後一枚の農地として、ニンニクを作付けるという事でありましたので、何も問題はないと思いますけど、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第19号12番は決定いたします。

続きまして、13番の説明を求めます。

事務局 はい、13番 土地の所在

芦辺町諸吉仲触 字久保田 ・・・・ 地目 田 面積 254㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が9,834㎡、畑が8,916㎡、計18,750㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、現に耕作している譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて引き続き耕作する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に飼料の作付けです。農機具は、モア、トラクター、ホークリフト、軽トラを所有してあります。ホイローダー、バールグラブは導入予定であります。農作業暦は本人が47年です。通作距離は1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り飼料を作付ける計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月20日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・・です。今、事務局の方から説明のあった通り4月20日・・・さん立ち会いの下、現地を確認しました。

申請農地は、・・・さんの所有農地の隣でありまして、現に・・・さんが飼料を作付けられてありました。ご主人亡き後も牛を二十何頭飼っておりますので、今の様に飼料を作付けて頑張るという事でありましたので、何ら問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第19号13番は決定いたします。

続きまして、14番は先程説明がありました通り取り下げになっておりますので、15番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。

15番 土地の所在

芦辺町箱崎本村触 字道當・・・・・・ 登記地目 畑 現況地目 田  
面積 1, 135㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が23, 662㎡、畑が3, 824㎡、計27, 486㎡です。

申請理由

譲渡人 転出離農のため売却する。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて耕作するということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稲・飼料の作付けです。農機具は、トラクター、軽トラを所有してあります。田植機は共同のものを利用してあります。稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人56年、妻50年です。通作距離は900m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月20日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 本件担当の・・・です。先程、事務局より報告がありました通り4月20日に・・・さん本人立ち会いの下、現地確認を行いました。・・・さんはここに書いてあるように76歳ですか大分高齢ですが、皆さんご存知かと思いますが元気印一杯でございます。・・・さんの土地は、前から田は・・・さんが買われて今回一筆残っておりまして、家の前の田でございますが、今回また買われるようになりました。最近キャビン付きのトラクター新品を買われまして頑張っておられます。この田にはWC S（稲の飼料作物）を作付けされる予定でございます。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第19号15番は決定いたします。

続きまして、16番の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。16番 土地の所在

芦辺町箱崎江角触 字彦四郎 ・・・・ 地目 田 面積 520㎡

同じく ・・・・ 地目 田 面積 239㎡

計 田が2筆で759㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が4,570㎡、畑が10,746㎡、計15,316㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・みかんの栽培です。農機具は、管理機、草刈り機、トラクター、軽トラを所有してあります。田植え、稲刈りは委託されてあります。農作業暦は本人26年、母50年です。通作距離は300m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月20日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 またまた登場でございます。・・・君は皆さんご存知の方もおられるかと思いますが・・・さんでございます。子どもが2人で中学生と小学生の高学年になりまして米が足りなくなったそうでございます。卵はありますのでたまご掛けごはんが食べたいのですが米が足りなくなったので、近くの・・・さんより家のすぐ上の300m位の土地でございます。これをお願いして米を作付ける予定でございますので、皆さんご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第19号16番は決定いたします。

続きまして、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願いします。

議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

4番 土地の所在

芦辺町深江栄触 字西原 ・・・・ 地目 畑 面積 473㎡

転用目的 一般個人住宅

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

申請理由 現在、借家に住んでいるので、申請地を譲り受けて居宅を建設し

たいので申請します。というものです。権利の設定内容は、贈与です。

農用地区域除外は県の同意を得て、令和3年3月8日に完了をいたしております。

農地の分類は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、例外許可規定では居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（住宅、店舗、事務所、作業場等）。となっております。

この案件は、・・・さんが居宅を建築するといふという事でありますので、例外規定に該当すると判断を致しております。

位置図、写真、配置図は5頁から7頁です。農用地区域除外の折（令和2年12月16日）に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。事務局の説明の通り令和2年12月の定例会の折に農用地区域の除外申請の議案につきまして、ご承認を頂きました案件であります。

譲受人の・・・さんは、譲渡人の・・・さんの娘さんのご主人であります。4月15日に電話で・・・さんの方へ状況確認を致しました折、転用の許可が下り次第、計画通りに進めて行くという事でございます。

皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第20号4番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第21号「壱岐農業振興地域整備計画変更（編入）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の説明の前に新しい委員さんもおられますので、経過につきまして説明致します。・・・地区の農地中間管理機構関連の基盤整備事業を実施するにあたりまして、平成30年5月24日の農業委員会定例会に於きまして農地地目でない山林、原野、水路、池沼等21筆の4,788㎡につきましては、農用地区域への編入の議決を頂いておりました。

本日の編入の案件は、道路として利用するという事で編入の手続きはとっておりますでしたが、申請地を農用地として利用する事になったための編入の案件であります。

それでは、8頁をお願いします。

議案第21号「壱岐農業振興地域整備計画変更（編入）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興

地域内農用地区域の編入申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

1 番 土地の所在

郷ノ浦町木田触字狭間 . . . . 地目 原野 面積 3 4 3 m<sup>2</sup>

編入目的 農用地

申請人 . . . . .

申請理由 農地中間管理機構関連の基盤整備事業の事業計画時には、道路として付け替える予定だったため、農業振興地域内農用地区域への編入の申請をしていなかったが、事業を実施するにあたり、申請地を農用地として利用することとなったため申請します。というものです。位置図、写真は9頁から10頁です。

4月20日に・・委員さんと農事組合法人・・の役員、立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・です。説明の通り4月20日に代表の・・さんは都合が悪かったのですが、役員の・・さんに立ち会ってもらって現地確認を致しました。・・地区の基盤整備事業に取り組むという事でありますので、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第21号は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第22号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、11頁をお願い致します。

議案第22号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

2 番 土地の所在、

勝本町北触 字植松 . . . . の一部 地目 畑 面積 1, 5 4 3 m<sup>2</sup>のうち499 m<sup>2</sup>

除外目的、住宅用地

申請人、. . . . .

申請理由、申請地を自宅の住宅用地として整備したいため、農振農用地からの除外を申請します。というものです。位置図、写真は12頁から13頁です。

4月20日に・・委員さんと申請人のお母さん立ち会いの下、現地確認を行

っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。事務局の説明のとおり4月20日に現地確認を行いました。

・・さんは、ご両親と一緒に住んでありますが、お父さん名義の申請地を譲り受けて、持ち家を建築したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事でございました。

実家からも200m程の場所で将来の事も考えてあります。周辺農地はお父さんの名義の農地のみで、十分距離をおいて建築されるようでありますので、何ら問題はなかろうかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第22号2番は意見を付して回答致します。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局 はい、3番 土地の所在、  
芦辺町諸吉本村触 字明德 ・・・・ 地目 田 面積 490㎡  
除外目的、保育園々庭用地  
申請人、・・・・・・・

申請理由、申請地を保育園の園庭として整備したいため、農振農用地区域からの除外を申請します。というものです。位置図、写真は14頁から15頁です。

4月20日に・・委員さんと申請人の娘さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。この写真は一寸、大分前だと思いますけど、昔母子センターがあった所に・・保育園というのがあります。そこが市の管轄になっておりまして、平成30年に保育園を増築されました。その隣の田んぼがあったのを譲り受けてそこを今度運動場にしたいという事です。子供たちが年長さんや年中さん小さい子をあわせて4、50人おります。運動場が今のままでは狭くなったという事で、少し庭を広めたいという事で申請が出されております。壱岐の未来を担う子供達の為にも是非、皆様方のご審議をよろし

くお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第22号3番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第23号「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、16頁をお願いします。

議案第23号「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

4番 土地の所在、

郷ノ浦町若松触 字原 ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 1,852㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・ ・ ・ ・ ・

申請理由、申請地に牛舎を建築し、残りを牛の運動場及び飼料置場として整備したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真は18頁から19頁です。4月20日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・委員。

・・委員

はい、皆さんお早うございます。事務局から説明がありました通り20日の日に現地確認を行いました。現地では・・さんとお父さんも同席されまして現地を一応確認致しました。お父さんの方が以前ハウスメロンをされておられて、そのハウスを利用しながら移築して30頭から40頭位の牛舎を建設したいという事で今進めておられます。直近でも牛を5、6頭飼っておられて、牛舎建設に関しましても何も問題は無いかと思えます。そしてまた、誠一郎君も高校卒業して壱岐の方に帰省されましてまだ1年一寸しかありませんが、壱岐の将来を担うという事で地元でも期待しております。

皆さんのご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第23号4番は意見を付して回答致します。

続きまして、5番の説明を求めます。

事務局

はい、5番 土地の所在、

勝本町片山触 字牧ノ尾 ・ ・ ・ ・ の一部 地目 畑

面積 1, 140 m<sup>2</sup>のうち138 m<sup>2</sup>

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地に鶏舎を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真は20頁から21頁です。4月20日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。事務局の説明の通り4月20日に申請者と現地を確認しました。申請地には30 m<sup>2</sup>規模の鶏舎を建築するために用途区分の変更を行いたいという事であります。

何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第23号5番は意見を付して回答致します。

続きまして6番の説明を求めます。

事務局 はい、17頁をお願いします。6番 土地の所在、

芦辺町湯岳興触 字北畑 ・・・・の一部 地目 田 面積 228 m<sup>2</sup>のうち31 m<sup>2</sup>

同じく ・・・・の一部 地目 田 面積 1, 118 m<sup>2</sup>のうち159 m<sup>2</sup>

計 田が2筆で1, 346 m<sup>2</sup>のうち190 m<sup>2</sup>

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地に農業用倉庫としてコンテナを置きたいので用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真は22頁から23頁です。4月20日に・・委員さんと株式会社 コスモファームの役員、立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・です。只今、事務局から説明があった通り4月20日に・・様の立ち会いの下、現地を確認致しました。

・・・・さんは皮ごと食べられる高級バナナの無農薬栽培に取り組むために昨年農地を借りられてビニールハウス3棟を新設され苗木を植えられまして順調に生育しております。今年の夏頃には収穫できるとの事であります。その

ハウスの横に農業用倉庫としてコンテナ 3 個を置きたいという事で用途区分の変更を行いたいという事でございます。

何ら問題はないと考えておりますが、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 23 号 6 番は意見を付して回答致します。

続きまして、7 番の説明を求めます。

事務局 はい、7 番 土地の所在、  
石田町南触 字志自岐 ・・・・の一部 地目 田 面積 1,386 m<sup>2</sup>のうち 815 m<sup>2</sup>

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・

申請理由、申請地に牛舎を建築し、残りを牛の運動場及び飼料置き場として整備したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真は 24 頁から 25 頁です。4 月 20 日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・です。只今、事務局から説明がありました通り 4 月 20 日に現地確認を行いました。

・・さんは認定農業者でありまして、10 頭規模の牛舎を建築したいという事で計画をされてあります。周辺農地も・・さんの土地でありますので、何ら問題はなかろうかと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 23 号 7 番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第 24 号 「令和 3 年度 農用地利用集積計画の承認について（第 1 回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、26 頁をお願いします。

議案第 24 号 「令和 3 年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度 1 回目になります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

今回、利用権設定の件数は 83 件、借手が 62 人、貸手が 75 人です。

田が 126 筆で 167,445 m<sup>2</sup>、畑が 46 筆で 54,408 m<sup>2</sup>、合計が 172 筆で 221,853 m<sup>2</sup>となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思います。内容につきましては、27頁～32頁に掲載を致しております。

よろしくお願い致します。

議長

はい、以上の説明でございますけど、この件につきましては、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第24号も決定致します。

続きまして、報告事項 農業用施設等届出申請について 事務局の報告をお願いします。

事務局

はい、報告事項が農業用施設等届出書と農地転用許可不要案件届出書が提出されておりますので、報告を致します。33頁をお願いします。

報告事項、「農業用施設等届出申請について」、農業用施設等届出書が次のとおり提出されましたので報告いたします。

1番、土地の所在

芦辺町湯岳興触 字久保頭・・・・の一部 地目 畑 面積 1,367㎡のうち30㎡

転用目的 農業用施設

申請人・・・・・・・・・・

申請理由 申請地に農業用倉庫を建設し利用したいので申請します。ということです。

令和3年3月9日に用途区分の変更が県の同意を得て完了いたしております。

位置図、写真は34頁～35頁です。

続きまして36頁をお願い致します。

報告事項、「農地転用許可不要案件届出書について」、農地転用許可不要案件届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。

1番、土地の所在

郷ノ浦町郷ノ浦 字行谷・・・・の一部 地目 畑 面積 804㎡のうち222.74㎡

申請人・・・・・・・・・・

申請理由 原島及び長島への電気通信網を確保するため、無線中継所を新設する。ということです。

工期が令和3年3月26日～令和4年3月31日まで

施工業者が・・・・・・・・・・

位置図、写真は37頁～38頁です。

続きまして2番、土地の所在

郷ノ浦町原島 字野仲・・・・の一部 地目 畑 面積 777㎡のうち99.8㎡

申請人 . . . . .

申請理由 郷ノ浦及び長島への電気通信網を確保するため、無線中継所を新設する。ということです。

工期が令和3年3月26日～令和4年3月31日までで

施工業者が . . . . .

位置図、写真39頁～40頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい、報告事項でありますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 ①5月の定例会の日程 令和3年5月25日（火） 9時～

②5月の定例会終了後 振興局より30分間程度 人・農地・産地プランの協力依頼の関係でお話がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

③女性の農業委員さん方は、農業者年金の加入推進の打ち合わせ会を行いますので、残って頂きますようお願いいたします。

④先週、農林課より認定農業者の総会が今年書面で行うようになったみたいで、その発送文書の中に遊休農地の活用についてという冊子が農業会議よりきておりましたので、それと全国農業者新聞の加入申込書の方を入れて送っております。今年度も委員さんの活動の中で新聞の購読の推進と年金の加入推進が活動の目標となると思いますので、その事前準備という事で送っております。

ただ、勝本の方は間にあっておりません。総会決議の結果の送付時に新聞の申込書は送ります。

⑤活動記録簿の提出をお願いします。

議長 皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。

・ ・ 委員 議長。

議長 はい、・ ・ 委員。

・ ・ 委員 3月に非農地通知書を該当者に送られたと思いますが、その中で通知を受けて法務局で申請をした結果、これは駄目だよと言われた話があるのですが、それについてはどのような取扱いになるのか、私も分かりませんのでお聞きします。といいますのは、一応非農地通知書を出した分については、本人に行っているのですが法務局では駄目と言われて、再度荒れた時にもう一回非農地通知を出すものかどうかというのを一寸確認したいです。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、今、・ ・ 委員さん言われるように、今年に限らず非農地通知書を出している訳ですけど、本来は山林化、竹林化した農地というのが非農地通知書なのですが、実は原野の状態の所も非農地通知書が発送されている所もあるようです。調査時点では夏場ですから青々している所がありますが、通知書を出す段階に於きましては枯れてしまって、法務局職員が現地を確認した時にま

だ農地として活用できるのではないかという事で認めてくれないという所があるようであります。

・・委員が言われるように一応農業委員会事務局では一旦発送を致しておりますからそのままの状態農地台帳からは落とした状態にしておきたいと思えます。問い合わせの件は所有者が島外者で誰も耕作する人がいなければ、荒廃が進む事も考えられますので、その後申請をすれば地目の変更が認められることになると思えますし、4月の28日に非農地通知書の関係で法務局の職員が農業委員会事務局に話をしたいという事でお見えになりますので、その事も確認をしたいと思います。法務局が地目変更を認めなかったからと言って非農地通知書を発送したものは今の所農地に戻すつもりはございません。

ただ、所有者がここは農地になっているという事で農業委員会事務局に申し出があった場合は、現地を確認して農地に戻しております。

・・委員  
議長

はい、わかりました。

外にございませんでしょうか。皆さん方から外にご意見も無いようでしたら、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。

【はいの声あり】

大変お疲れでございました。